

編集・発行/京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所  
 〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F  
 Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

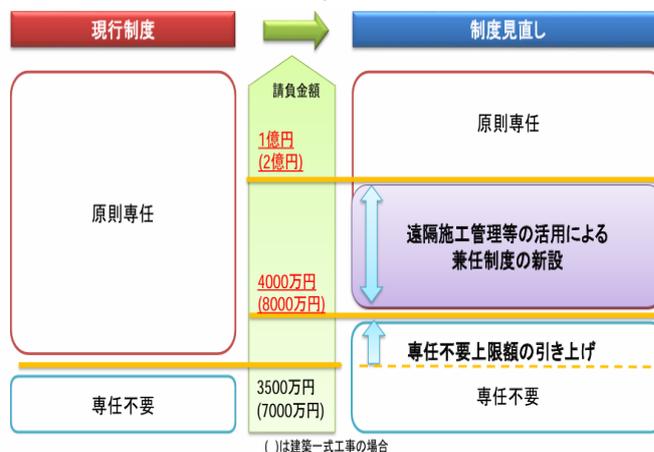
## 現場技術者の専任制度緩和の方向

参考図:国土交通省「技術者  
 制度の見直し方針」より

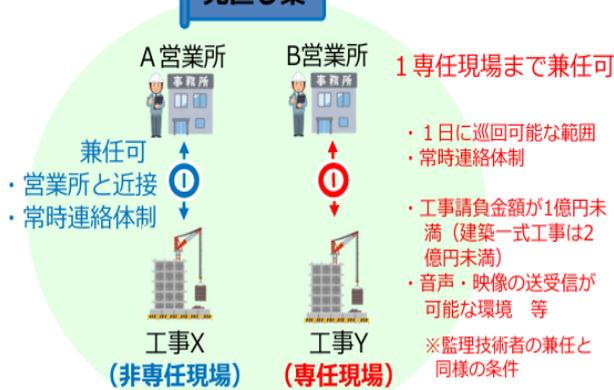
建設業が持続的に発展していくためには新規入職を促進し、将来の担い手確保・育成を図っていく必要があり、これまで働き方改革と称し適正な工期設定や時間外労働の見直し・賃上げ上昇に向けた環境整備・ダンピング対策など建設業においても様々な改定が行われております。

昨年1月には現場技術者の専任義務の合理化が行われ、現場において専任の技術者が必要な金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）から4,000万円（8,000万円）以上に引き上げられました。

今回の法改正では、専任制度の見直しにあたり、適正な施工体制の確保を前提としつつ、ICT（情報通信技術）の活用状況や今後進展の可能性を踏まえた検討が行われており、この場合、現行の4,000万円（8,000万円）から1億円（2億円）へと引き上げがされる予定です。（右図参照）



### 見直し案



ICTの普及を踏まえ、一定規模までの場合であれば専任しなければならない現場であっても、【兼任する現場間移動が容易】であり【カメラやCCUSによる遠隔管理などを活用】した場合、監理技術者や主任技術者が2つの現場を兼任できる規制緩和も行われます。

※専任現場同士または専任技術者と専任現場いずれも可能ただし、兼任により監理技術者等が現場に不在の時間も増えることから、現場への連絡を円滑に行うための人材（連絡要員）の配置も検討されています。連絡要員は、監理技術者等からの連絡を理解し、現場に伝達することができる最低限の実務経験を有する者としてします。

特定建設業者や公共工事の受注者には、ICTを活用した施工管理体制の整備などを努力義務化し、これまで義務化されていた公共工事発注者への施工体制台帳の提出はオンラインで閲覧できる場合などには省略可能となる予定です。

## 競争入札参加資格審査申請

例年、弊所へ各省庁等への入札参加資格審査申請をご依頼いただいております業者様には、7月に参加申請先確認のご案内をお送りいたしました。申請先の追加等をご検討されている、など記載している申請先に変更が生じる場合はお声がけください。新しく申請先を追加する場合、各申請先により申請可能時期が異なるため年度当初からの参加が出来ない場合もございますのであらかじめご了承ください。

また、すでにお伺いしている来年度有効分の申請につきましては、すでに申請時期となっている申請先から必要書類のご案内を発送しておりますので、お忙しい中恐れ入りますがお手元に到着しましたら内容のご確認をいただき、期日までのご準備を賜りますようご協力のほどお願い申し上げます。

## 不当要求防止責任者講習

組織犯罪集団である暴力団の不当な要求による被害を防止するため、(公財)京都府暴力追放運動推進センターでは暴力団の活動実態や不当要求の手口などを知り、その対応方法を取得するため【不当要求防止責任者講習】を行っています。この講習を受けるにあたり、事業所の統括業務に携わる人の中から不当要求による被害を防止するための“責任者”を選任します。この責任者は必ずしも役員である必要はなく、対外的な交渉窓口の責任者である方であればどなたでも問題ありません(受講費用は無料)。

○受講までの簡単な流れ○

1. 責任者選任届出書を事業所の所在地を管轄する警察署(刑事課)またはオンラインにて申請
2. 受講1か月前に講習の受講案内はがきが届く
3. 不当要求防止責任者講習を受講する
4. 受講終了証が交付される

この講習に有効期限はありませんが、定期的な受講により各省庁の競争入札参加申請にて加点となる場合があります。例えば、京都府・京都市では独自に加点となる指定期間があり、その期間内に受講している事業所に対して加点を行っています。

※令和7年度申請の「京都府・京都市(中間年)」対象期間は、令和2年4月1日～令和6年10月31日です※

## 最低賃金法

令和6年10月より改正される最低賃金は、京都府が1,008円→1,058円・滋賀県が967円→1,017円と、いずれも50円引き上げを決定しました。全国の最低賃金の引上げ額は平均51円で、過去最大の引き上げ幅となりました。最低賃金は、パートやアルバイトを含むすべての労働者に適用される時給の最低額であり、今回の引き上げに関しては、昨今の物価上昇に対応し労働者の生活水準を維持するための引き上げとされています。最低賃金には、【①臨時で支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外・休日および深夜手当(深夜割増賃金等) ④精皆勤手当・通勤手当・家族手当】などは含まれません。

### 最低賃金額との比較方法

1. 時間給制の場合  $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額}$
2. 日給制の場合  $\text{日給額} \div 1 \text{日の所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額}$   
日によって所定労働時間数が異なる場合は、 $\text{日給額} \div 1 \text{週間における1日平均所定労働時間数}$
3. 月給制の場合  $\text{月給額} \div 1 \text{ヶ月の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額}$   
 $\text{月給} \div \{(\text{所定労働時間} \times \text{年間所定労働日数}) \div 12 \text{ヶ月}\} \geq \text{最低賃金額}$
4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
 $\text{出来高払制等によって計算された賃金総額} \div \text{当該賃金計算期間に出来高払制等によって労働した総労働時間数} \geq \text{最低賃金額}$



### W1-4：ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

「女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)」「次世代法に基づく認定(くるみん)」「若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)」の3点について、審査基準日時点における各認定の取得をもって評価されます。各認定を

認定の区分		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

複数取得している場合においても、評価されるのは最も評価点の高い認定いずれかひとつです。

### W1-5：建設工事の従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等を適正に評価するためには、就業

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
(1)	審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
(2)	審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10
(3)	審査対象工事がない場合や、必要な措置を全て実施していない場合	0

履歴の蓄積のために必要な環境を整備する必要があり、CCUSを活用した状況が評価されます。

### W8：国または国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格による「ISO14001」。同じく環境への取組を適切に評価する観点から、環境省が定める「エコアクション21」。企業や工場が提供している製品やサービスの品質向上を目的としたマネジメントシステム規格による「ISO9001」の認証取得状況をもって評価されます。認証範囲に建設業が含まれていない場合や認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は加点対象とはなりません。

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	エコアクション21の認証並びに第9001号及び14001号の登録	10
(2)	第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び第14001号の登録	5
(5)	第9001号の登録	5
(6)	第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	無	0

## 【経審】自動車検査証

経営規模等評価審査申請(経審)ではダンプ等の建設機械を所有の場合、自動車検査証および自動車検査証記録事項を添付しております。前号でお伝えした通り、記録年月日～有効期間の満了する日の間に審査基準日(決算日)が含まれていることがこれまで加点の条件となっておりましたが、変更事由が発生した場合、記録年月日に変更されることから“有効期間の満了する日までの1年間に審査基準日(決算日)が含まれていること”に変更となりました。

**※審査基準日が含まれていない場合、加点とすることができませんので、更新等をお受けになる前に必ず写しの保管をお願いいたします。**

## 決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、**過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。**

弊所へ建設業許可更新・経営規模等評価審査申請(経審)をご委託いただいている業者様につきましては適時ご案内をお送りしており、決算報告書や工事経歴書などを頂戴した後弊所より提出をさせていただいております。

# 労働者を雇用した際

労働者を雇った際には、労働保険・社会保険への加入だけでなく、就業規則の作成や労働契約の締結もしなければなりません。

労働契約の基本原則は【①労使の対等の立場によること ②就業の実態に応じて、均衡を考慮すること ③仕事と生活の調和に配慮すること ④信義に従い誠実に行動しなければならないこと、権利を濫用してはならないこと】に基づいて行うことが必要です。

## ○ 労働契約の締結

労働契約を結ぶ際には、使用者が労働者に労働条件を明示しなければなりません。また、以下の重要な項目については口約束ではなく、書面を交付する必要があります。

- ・ 労働契約期間に関すること
- ・ 期間の定めがある契約の更新についての決まり
- ・ 仕事をする場所、内容
- ・ 始業および終業の時刻・残業の有無・休憩時間・休日、休暇・交替制勤務の場合のローテーションなど
- ・ 賃金に関する事項(賃金の決定・計算と支払方法・締切日と支払日)
- ・ 退職に関する事項(解雇の事由も含む)

上記以外についても、労働者と使用者は出来る限り書面で確認する必要があると定められています。

## ○ 就業規則

常時10人以上の労働者を雇用している会社は、必ず就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出を行わなければなりません。また、就業規則には、以下の内容を必ず記載しなければなりません。

- ・ 始業および終業の時刻・休憩時間・休日・休暇・交替制勤務の場合の就業時転換に関する事項
- ・ 賃金に関する事項
- ・ 退職に関する事項

## ○ 労働保険

### 雇用保険

事業規模にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②31日以上雇用見込みがある人を雇用した際には適用対象となります。雇用保険制度への加入は、事業主の義務です。保険料は労働者と事業主の双方が負担します。

### 労災保険

労働基準法では、労働者が仕事で病気やけがをしたときには、使用者が療養費を負担し、その病気やけがのため労働者が働けないときは、休業補償を行うことを義務付けています。しかし、事業主に余裕がなかったり、大きな事故が起きたりした場合には、迅速な補償ができないかもしれません。そこで、労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を受けられるように労災保険制度を設けています。

基本的に労働者を一人でも雇用している会社は適用事業所となり、パートやアルバイトも含んだすべての労働者が対象です。保険料は全額事業主が負担します。

## ○ 社会保険

### 健康保険・厚生年金保険

健康保険は法人あるいは常時5人以上を雇用する個人事業所では強制適用となっており、適用事業所で働く労働者は加入者となります(パート・アルバイトでも、1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上あれば加入させる必要があります)。保険料は労働者と事業主の双方が折半で負担します。